

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改定 に係る主な検討項目（たたき台）

1. 大綱的指針の改定

（1）実効性のあるプログラム評価の方策

【現状】

- 大綱的指針（平成24年12月改定）において、施策の目標に対する各研究開発課題の位置付け、関連付けが不明確であるため、総体としての効果が十分に発揮されているとは言えない状況にあることを踏まえ、政策課題を解決し、イノベーションを生み出していくために、研究開発プログラムの評価を導入・拡大する必要があるとしたところ。
- 一方、研究開発プログラムの評価は、各省等において十分に浸透していない。
- CSTI における研究開発プログラムの取組として、SIP や重点化対象施策等がある。

（大綱的指針の記述）

- ・「研究開発プログラムの設定の推進（指針 p.9）」において、「府省又は研究開発法人等は、それぞれの組織の機能及び課題達成のための目標等に合わせて、研究開発プログラムの設定に可及的速やかに取り組む。」と記述されている。
- ・「研究開発課題の有機的な関連付けによるプログラム化（指針 p.9）」について、「施策の企画立案段階において、あらかじめ研究開発プログラムを設定し、その下で必要な研究開発課題等を配置し実行するもの（略）」と記述されている。
- ・「競争的資金制度等の研究資金制度のプログラム化（指針 p.9）」について、「上位の施策目標との関連性を明確にし、当該研究資金制度の目的に応じた検証可能な目標を設定し、研究開発プログラムとして実施するもの。」と記述されている。

- **プログラム評価について実績があがらない要因について調査し、実効性を持たせるための方策について検討すべきではないか。**

(2) 研究開発のタイプに応じた評価の在り方

【現状】

- 第5期科学技術基本計画では、強力に推進する4本柱の一部として、大変革時代に対応した研究開発が位置づけられた。これに加えて、府省間連携が念頭に置かれた研究開発が実施されるなど、多様なタイプの研究開発が実施されている。

(大綱的指針の記述)

- ・ 研究開発に対する評価は、「必要性、効率性、有効性の観点から、また、対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点から実施する」とされている(指針 p. 14)。
- ・ また、研究開発の主要な類型として、基礎研究、応用研究及び開発研究等について、評価項目や評価基準の実施例が参考として記述されている(指針 p. 16-17)。
- ・ 情勢変化等への対応について、「中断や中止を含めた計画変更の可否の確認等を行うための中間評価を実施(指針 p. 10)。」と記述されている。

- 現行の大綱的指針における画一的な評価の観点は、多様なタイプの研究開発の評価に対応しているとは言えないのではないか。
- 国を挙げてこれらの研究開発を推進していくためには、大綱的指針において、研究開発のタイプに応じた評価軸(視点)を示す必要があるのではないか。

(3) 適切な指標設定の在り方

【現状】

- これまでの大規模研究開発評価において、設定された数値目標（アウトカム目標）について、研究開発による効果が検証できないため、達成度評価が困難なケースがあった。
- また、現行の大綱的指針では、産業応用や社会実装、学术界等への貢献度を指標として設定することについて特段記述されていない。

(大綱的指針の記述)

- ・ 目標設定について、「評価の客観性を確保する観点から、アウトプット指標やアウトカム指標による評価手法を用いるよう努める（指針 p. 11）」と記述されている。
- ・ 基礎研究の評価に関しては、開始前の評価において、発想の独創性と新たな知の創造への寄与の可能性について判断するとされており、終了時の評価において、新たな知の創造への寄与に主眼を置き、学際及び産業上の視点から今後の発展性を十分見極めるとされている（指針 p. 16）
- ・ 応用研究及び開発研究の評価に関しては、開始前の評価において、目標が達成された場合の実用化の展望を見極めるとされており、終了時の評価において、研究開発の発展性を見込む視点を重視した評価を行うこととされている（指針 p. 16-17）

- 大綱的指針において、検証し得る指標の設定とアウトカムに至る道筋の明確化（ステークホルダーとの協働等）、産業応用等への貢献度を指標として設定することを求めるべきではないか。

(4) 研究開発法人指針[※]の反映

※「研究開発成果の最大化に向けた国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針(平成26年7月CST)」

【現状】

- 研究開発法人指針が策定されたが、大綱的指針に反映されていない。

- 「IV. 研究開発機関等の評価」について、研究開発法人指針との関係を整理し、反映させる必要があるのではないか。
- この他、研究開発法人の評価に関連して、大綱的指針において考慮すべき事項はないか。

(5) その他

- その他、研究開発評価について調査検討すべき事項はないか。
(例) 各研究開発における予算バラマキの実態への対応

2. CSTI における評価の在り方

【現状】

- 大綱的指針では、複数府省にまたがる研究開発の評価についての扱いが不明瞭であり、研究開発評価は、基本的には研究開発の実施府省ごとに実施されている。
- 一方、総務省が実施する政策評価では、複数府省にまたがる政策についての評価が実施されている。
- 第5期科学技術基本計画では、実効性ある科学イノベーション政策の推進と司令塔機能の強化が記述されているところ、CSTI では、SIP、重点化対象施策を軸とするPDCA プロセスを通じて司令塔機能の強化を図っている。

(大綱的指針の記述)

- ・大綱的指針は、国の研究開発評価について基本的な方針を示したものであり、各府省が実施する評価及び第三者評価について適用されるもの（指針 p. 2）。
- ・評価の実施主体について、「研究開発プログラムの評価は、その研究開発プログラムを推進する主体である府省又は研究開発法人等が実施する（指針 p. 9）」、「研究開発課題の評価は、課題を設定しそれを実施する府省等、競争的資金制度等を運営する府省又は研究開発法人等などが実施する。（指針 p. 13）」とされている。
- ・大綱的指針は、「政策評価に求められている諸要素を踏まえ、さらに、研究開発の特性を考慮したものであり、本指針による評価の実施に当たっては、（略）政策評価と整合するように取り組む」とされている（指針 p. 2）。

※「政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月閣議決定、平成 27 年 3 月一部変更）」において、研究開発を対象とする事前評価及び事後評価の実施に当たっては、「法及び基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえて行うものとする。」とされている。

(行政機関が行う政策の評価に関する法律の記述)

（総務省が行う政策の評価）

第十二条 総務省は、二以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの、又は二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評価を行うものとする。

- SIP、重点化対象施策を軸とする PDCA プロセスといった CSTI の取組において、PDCA サイクルを実効的なものとするために検討すべき事項はないか。